

平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 日本電計株式会社  
代表者名 代表取締役社長 柳 丹峰  
(JASDAQ・コード：9908)  
問合せ先 代表取締役専務 佐藤 信介  
(TEL. 03-3251-5731)

## 監査等委員会設置会社への移行に伴う定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 23 日開催予定の第 72 回定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行に伴う「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日開示の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」をご覧ください。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 社外取締役が過半数で構成される監査等委員会を設置することにより、取締役会の監査・監督機能の強化をもってコーポレート・ガバナンス体制の一層の充実と企業価値のさらなる向上を図ることを目的として、監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会及び監査役に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 会社法の改正により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約を締結することができるよう、現行定款第 28 条第 2 項を一部変更するものであります。なお、本変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 相談役及び顧問制度を廃止するため、現行定款第 24 条を削除するものであります。
- (4) その他、条文の加除に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 29 年 6 月 23 日 (予定)  
定款変更の効力発生日 平成 29 年 6 月 23 日 (予定)

以 上

【別紙】

変更の内容は、次のとおりです。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><b>第1章 総 則</b></p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>第4条 (機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人</p> <p>第5条 (公告方法) 当社の公告方法は、電子公告とする。<u>ただし</u>、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 株 式</b></p> <p>第6条～第10条 (条文省略)</p> <p>第11条 (株主名簿管理人) 1. (条文省略) 2. (条文省略) 3. 当社の株主名簿<u>および</u>新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿<u>および</u>新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p style="text-align: center;"><b>第3章 株主総会</b></p> <p>第12条～第13条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1章 総 則</b></p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>第4条 (機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削 除) (3) 会計監査人</p> <p>第5条 (公告方法) 当社の公告方法は、電子公告とする。<u>但し</u>、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 株 式</b></p> <p>第6条～第10条 (現行どおり)</p> <p>第11条 (株主名簿管理人) 1. (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. 当社の株主名簿<u>及び</u>新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿<u>及び</u>新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p style="text-align: center;"><b>第3章 株主総会</b></p> <p>第12条～第13条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 14 条（招集権者及び議長）</p> <p>株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長又は取締役社長</u>がこれを招集し議長となる。<u>取締役会長又は取締役社長</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p> <p>第 15 条（株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供） （条文省略）</p> <p>第 16 条（決議の方法）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.（条文省略）</li> <li>2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行なう。</li> </ol> <p>第 17 条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;"><b>第 4 章 取締役及び取締役会</b></p> <p>第 18 条（取締役の員数）</p> <p>当会社の取締役は 15 名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>第 19 条（取締役の選任方法）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役は、株主総会において選任する。</li> <li>2.（条文省略）</li> <li>3.（条文省略）</li> </ol>	<p>第 14 条（招集権者及び議長）</p> <p>株主総会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長</u>がこれを招集し議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p> <p>第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） （現行どおり）</p> <p>第 16 条（決議の方法）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.（現行どおり）</li> <li>2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</li> </ol> <p>第 17 条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;"><b>第 4 章 取締役及び取締役会</b></p> <p>第 18 条（取締役の員数）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>当会社の取締役（監査等委員である者を除く。）は、15 名以内とする。</u></li> <li>2. <u>当会社の監査等委員である取締役は、4 名以内とする。</u></li> </ol> <p>第 19 条（取締役の選任方法）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会</u>において選任する。</li> <li>2.（現行どおり）</li> <li>3.（現行どおり）</li> </ol>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 20 条（取締役の任期）</p> <p>1. 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>2. 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、<u>他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>第 20 条（取締役の任期）</p> <p>1. <u>取締役（監査等委員である者を除く。）</u>の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. 任期満了前に退任した<u>監査等委員である</u>取締役の補欠として選任された<u>監査等委員である</u>取締役の任期は、<u>退任した監査等委員である</u>取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>第 21 条（取締役会の<u>招集</u>及び議長）</p> <p>1. （条文省略）</p> <p>2. 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前に各<u>取締役及び各監査役</u>に対して発するものとする。但し、緊急の場合にはこれを短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p>第 21 条（取締役会の<u>招集権者</u>及び議長）</p> <p>1. （現行どおり）</p> <p>2. 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各<u>取締役</u>に対して発するものとする。但し、緊急の場合にはこれを短縮することができる。</p> <p>3. <u>取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>
<p>第 22 条（役付取締役）</p> <p>1. 取締役会<u>は</u>、取締役の中から取締役社長 1 名を選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議により、必要に応じて取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を<u>定めることができる。</u></p>	<p>第 22 条（役付取締役）</p> <p>1. 取締役会<u>の決議により</u>、<u>取締役（監査等委員である者を除く。）</u>の中から取締役社長 1 名を選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議により、必要に応じて<u>取締役（監査等委員である者を除く。）</u>の中から<u>取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定する</u>ことができる。</p>
<p>第 23 条（代表取締役）</p> <p>1. （条文省略）</p>	<p>第 23 条（代表取締役）</p> <p>1. （現行どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 前項のほか、取締役会の決議をもって会社を代表する取締役を定めることができる。</p> <p><u>第 24 条 (相談役)</u>  <u>取締役会の決議をもって相談役又は顧問を置くことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 25 条～第 26 条 (条文省略)</p> <p>第 27 条 (報酬等)  取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 28 条 (取締役の責任免除)  1. (条文省略)  2. 当会社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><b><u>第 5 章 監査役及び監査役会</u></b></p> <p><u>第 29 条 (監査役の員数)</u>  <u>当会社の監査役は 4 名以内とする。</u></p>	<p>2. 前項のほか、取締役会の決議により、会社を代表する取締役(監査等委員である者を除く。)を選定することができる。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p><u>第 24 条 (重要な業務執行の決定の委任)</u>  <u>当会社は、会社法第 3 9 9 条の 1 3 第 6 項の規定により、取締役会の決議により、重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第 25 条～第 26 条 (現行どおり)</p> <p>第 27 条 (報酬等)  取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第 28 条 (取締役の責任免除)  1. (現行どおり)  2. 当会社は、会社法第 4 2 7 条の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする契約を締結することができる。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第 30 条 (監査役の選任)</u></p> <p><u>1. 監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	(削 除)
<p><u>第 31 条 (監査役の任期)</u></p> <p><u>1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削 除)
<p><u>第 32 条 (監査役会の招集)</u></p> <p><u>監査役会の招集通知は、会日の3日前に各監査役に対して発するものとする。但し、緊急の場合にはこれを短縮することができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>第 33 条 (常勤の監査役)</u></p> <p><u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削 除)
<p><u>第 34 条 (監査役会規程)</u></p> <p><u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削 除)
<p><u>第 35 条 (報酬等)</u></p> <p><u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削 除)
<p><u>第 36 条 (監査役の責任免除)</u></p> <p><u>1. 当会社は、会社法第426条第1項の規</u></p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;"><b>第6章 計 算</b></p> <p>第37条～第40条 （条文省略）</p>	<p style="text-align: center;"><b>第5章 監査等委員会</b></p> <p><u>第29条（監査等委員会の招集）</u></p> <p><u>1. 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。但し、緊急の場合にはこれを短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>第30条（常勤の監査等委員）</u></p> <p><u>監査等委員会の決議により、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p><u>第31条（監査等委員会規程）</u></p> <p><u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第6章 計 算</b></p> <p>第32条～第35条 （現行どおり）</p>

以 上